# 力の湯フィットネスクラブ「スパーゴ伏見」会員規約

# 第1条 名称

本クラブは力の湯フィットネスクラブ・スパーゴ伏見(以下「本クラブ」という)と称します。

本クラブは京都府京都市伏見区竹田青池町135を所在地とします。

第3条 目的 本クラブはスポーツを通じ心身の育成、健康維持・増進を図ると共に、会員相互の親睦を深め、地域における健康 で明るいコミュニティー作りに寄与することを目的にします。

# 第4条 運営管理

本クラブの施設は、「株式会社グランソール」(以下会社という)が経営、管理します。

- 1.本クラブには、会員制クラブとします。
- 2.会員の種別、利用範囲、条件については、別途定めます。
- 3.会員が、本クラブを利用する際は、会員として証明できるものを、必ず提示していただきます。

### 第6条 会員資格

- 1.本クラブの入会資格は、次のとおりとし、本クラブに入会いただける方とは、これらの項目全てを満たす方とし ます。
  - (1)各会員種別において別途定める資格を満たす方。
  - (2)本クラブの諸施設の利用に堪え得る健康状態であることを会社に申告いただいた方。
  - (3)本クラブの規約に同意いただいた方。
  - (4)暴力団関係者でない方。
  - (5)過去に会社より除名等の通告を受けていない方。なお、除名された際の原因が改善される等の場合で、会社 が検討した結果、再入会資格を認めることがあります。
  - (6)会社が別途定める審査手続きにおいて入会資格が認められた方。
- (7)タトウー (刺青) をされていない方。 2.会員は、会社に対し、現在または将来にわたって、自らが以下各号に定める暴力団等の反社会的勢力 (以下、「反 社会的勢力等しといいます)に該当しないことを保証します。
  - ア. 暴力団
  - イ. 法的な責任を越えた不当な要求行為
  - ウ. 暴力団準構成員
  - 工,暴力団関係企業
  - オ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
  - 力、その他前各号に準ずるもの
- 3.会員は、会社に対し、反社会的勢力等に対して、直接または間接を問わず、かつ名目の如何を問わず、資金提供 を行わないこと、および今後も行う予定がないことを保証します。
- 4.会員は、会社に対し、反社会的勢力との間で、直接または間接を問わず、社会的に非難されるべき関係のないこ とを保証します。
- 5.会員は、会社に対し、 自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを保証します。
  - ア. 暴力的な要求行為
  - イ. 法的な責任を越えた不当な要求行為
  - ウ、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - 工. 風説を流布し、偽計または威力を用いて会社の信用を毀損し、または会社の業務を妨害する行為
  - オーその他前各号に準ずる行為
- 6. 会社は、会員が本条の一つにでも反する場合、取引またはサービスの利用を停止し、または規約を含む会社と 会員との間の契約一切を解除することができます。

- 第7条 入会手続き 1.本クラブに入会を希望する方は、ご本人である証明書等を提示し、所定の申込み用紙と振替依頼書に必要事項を 記入し、本規約に同意し捺印の上、申込みを行うものとします。本クラブの承諾後、入会登録料、事務手数料、 諸会費を納入するものとします。
  - (初回のみ二ヶ月分の諸会費が必要)
  - 2.未成年の方(高校生以下、大学生は除く)が入会しようとするときは、所定の申込方法により保護者の同意を得た上で、お申し込みいただきます。
    - この場合、保護者は、自らの会員資格の有無に関わらず、本規約に基づく会員としての責任をご本人と連帯し
  - て負うものとします。
    3.前項に定める入会申込手続きを行っていただいた場合でも、本クラブの審査手続きにおいて入会が認められな い場合があることを予めご了承いただきます。

## 第8条 諸費用

- 1.登録料・入会金・諸会費の金額・支払時期・支払方法は、本クラブが別途定めます。
- 2.一旦納入していただいた諸費用は、法令の定めまたは会社が認める理由がある場合を除き、返還できません。
- 3.本クラブが運営上必要と判断した場合、金額の変更することができます。
- 4.会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、登録する会員種別において必要となる諸費用を支払うものとしま す。

## 第9条 会員資格の取得

第7条の入会手続き後、会社が別途定める審査手続きが完了して、入会手続き時に定めた利用開始日に、入会申 込者は会員資格を取得したものとします。

# 第10条 登録内容の変更等

- 1.会員は、入会申込書の記載内容に変更があった場合には、速やかに本クラブで変更手続きが必要となります。 その後に変更があった場合も同様です。
- 2.本クラブの会員への諸通知等は、会員から届出があった最新の連絡先宛に行い、通知の発送をもって通知の効力 を有するものとします。

### 第11条 会員資格の譲渡・相続

本クラブの会員資格は、他の方に譲渡・相続できません。

# 第12条 諸規則の遵守

会員は、本クラブの施設利用にあたり、本規約および施設運営管理側が定める規則(以下「会員規約等」という) を遵守し、本クラブの施設スタッフの指示に従うものとします。なお会員規約等は追加、変更される場合があり ます。

# 第 13 条 禁止事項

会員は、本クラブ内および本クラブ近隣地域にて次の行為をしてはいけません。 1.施設スタッフの許可なく館内の撮影をする行為。

- 2.他の会員や施設スタッフ、本クラブ、会社を中傷・誹謗する行為。
- 3.他の会員や施設スタッフに対しての暴力行為、威嚇行為、迷惑行為。
- 4.本クラブの施設の備品・器具を壊す、落書きする、持ち帰る行為。
- 5.本クラブが持つ駐車場を本クラブの利用目的以外で駐車する行為。
- 6.他の会員や施設スタッフを待ち伏せする、後をつける、みだりに話しかける等の行為。
- 7.正当な理由がなく、電話、面談等の方法で施設スタッフの業務妨害となる等の行為。
- 8.営業行為、勧誘行為、金銭の賃借、政治活動、署名活動を行う行為。
- 9.館内での喫煙行為。
- 10. 痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為。
- 11.館内への危険物を持ち込む行為。
- 12.館内に動物を連れ込む行為。
- 13.本クラブの秩序を乱す行為。
- 14.その他、会社が会員としてふさわしくないと認める行為。

### 第 14 条 責任事項

- 1.会員が本クラブの施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、本クラブ側に故意または過失がある場合を除 き、当該損害に対する責を負いません。
- 2.会員同士の間に生じた係争やトラブルについても、本クラブ側に故意または重大な過失がある場合を除き、一切 関与いたしません。
- 3.会員が本クラブの施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により本クラブまたは第三者に損害を与えたときは、 その会員が当該損害に関する責を負うものとします。
- 4.会員が本クラブの施設の利用中、盗難、粉失については本クラブは一切の損害賠償の責を負いません。

## 第 15 条 会員資格喪失

会員は、次の各号に抜当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利をも喪失します。

- 1.第17条に定める退会手続きが完了したとき。
- 2.第 19 条により本クラブに除名されたとき。
- 3.会員本人が死亡されたとき。
- 4.会員が破産・民事再生・会社更生・会社清算の申立があったとき、または任意整理の申し出が あったとき。
- 5.第21条により、利用できる施設の全てが閉鎖されたとき。

会員は、休会を希望する時は、**前月末日**(休館の場合は翌営業日)までに本クラブが別途定める休会届を直接フロ ントに提出し、手続きを完了していただく必要があります。

本クラブは休会手続きが完了するまで、諸費用を請求する権利を有します。休会届を提出した会員は、会員資格の継続のために、3,300円(消費税込)を月々休会費として支払うこととします。

休会期間は一度の休会で最大 2 ヵ月間となります。休会希望期間を過ぎますと自動的に復会となり、翌月分の会 費を登録口座から自動引落しで支払うものとします。

# 第 17 条 退会

会員は、退会を希望する時は、毎月10日(休館の場合は翌営業日)までに本クラブが別途定める退会届を直接フ ロントに提出し、手続きを完了していただく必要があります。

本クラブは退会手続きが完了するまで、諸費用を請求する権利を有します。

### 第 18 条 変更

会員は、変更を希望する時は、**前月 10 日**(休館の場合は翌営業日)までに本クラブが別途定める変更届けを直接 フロントに提出し、手続きを完了していただく必要があります。

本クラブは変更手続きが完了するまで、変更前の諸費用を請求する権利を有します。

# 第19条 会員に対する除名処分

- 次の各号に抜当した場合、本クラブは、その会員に対して本クラブから除名することができます。
- 八) 1.第 6 条の入会資格を喪失したとき。
- 2.本クラブの規約及び諸規則に反したとき。
- 3.諸費用の支払いを、二ヶ月連続未納としたとき。尚、除名後も本クラブは未納分の諸費用を請求する権利を有し ます。
- 4.第20条に該当したとき。
- 5.本クラブ及び会社の名誉を傷つけ、秩序を乱したり、本クラブ会員としてふさわしくない行為をしたとき。
- 6.法令に違反したとき。

# 第20条 利用の禁止

次の各号に該当するときは、施設利用を禁止します。

- 1.暴力団関係者、反社会的勢力関係者であることが判明したとき、
- 2.一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明したとき。
- 3.伝染病、その他、他の方に伝染または感染する恐れのある疾病を有することが判明したとき。
- 4.第6条及び第13条で禁止される行為を行ったとき。
- 5.飲酒が判明したとき。
- 6.正常な施設利用ができないと本クラブが判断したとき。 7.医師から運動を禁じられていることが判明したとき。
- 8.妊娠されていることが判明し、医師から施設の利用に耐えられないと言われたとき。
- 9.入会申込について会員が保護者の同意を得られていない未成年であると利明したとき。(但し、本クラブが特に 認めた場合を除きます)
- 10.過去に本クラブより除名の通告を受けていたことが判明したとき。なお、除名された際の原因が改善される等 の場合で、本クラブが検討した結果、施設利用を認めることがあります。

# 第21条 施設の一時的閉館・一時的休業

次の各号に該当するとき、本クラブは、施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができます。あら かじめ定められた場合は、原則として一ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。この場合、当該閉鎖や休業の原因、理由、期間などにより、法令の定めまたは本クラブが認める場合を除き、会員の会費支払義務が軽減さ れたり、免除されることはありません。 1.天災、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき。 2.施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ないとき。

- 3.定期休業等による場合。
- 4.その他、法令等に基づく関係官庁からの指導による場合などの重大な事由により、やむを得ないと会社が利断し たとき。

## 第 22 条 諸費用の変更ならびに運営システム変更について

- 1.本クラブは、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用および施設運営システムについて、本クラブが必要と判 断したときはこれらを変更することができます。 2.前項に定める会員が負担すべき諸費用および施設運営システムを変更するとき、本クラブは、一ヶ月前までに、
- 会員にこれを告知します。

# 第23条 告知方法

本規約における会員への告知方法は、施設内、ホームページへ、公式 SNS 等への掲示とします。

#### 第24条 規約の改定

本クラブは、会員規約等を改定することができます。なお、改定を実施するときは、本クラブは一ヶ月前までに告 知することとし、改定した会員規約等の効力は、全会員に及ぶものとします。

# 第 25 条 個人情報保護

- 1.会社は、会社の保有する会員の個人情報を、会社が別途定める個人情報保護方針にしたがって管理します。 2.会員は、自己が会社に提供した個人情報が正確であることを保証します。 3.会社は、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切費任を負いません。

# 第26条 プログラム等の予約・キャンセルについて

本クラブのプログラム等の予約は、別途定める「会員 WEB 予約規定」(仮) に定めます。

- 1.本クラブの予約方法は原則「WEB予約」とさせていただきます。
- 2.インターネット環境により「WEB予約」が不可の会員は、「フロント予約」にて対応させていただきます。
- 3.予約のキャンセルも別途定める「会員 WEB 予約規定」に従っていただきます。

細 則 令和5年4月1日制定

#### 第1条 【施設営業時間】

平 日  $10:00 \sim 22:30$ (運動施設の利用は22:00まで) 曜 日  $10.00 \sim 20.00$ (運動施設の利用は19:30まで) 土 (運動施設の利用は17:00まで) 日 • 祝 日  $10:00 \sim 17:30$ 水 曜 日 休 館 日

#### 第2条 【会員種類別利用時間】

会員種類別利用時間は下記の通り。

第1条の全党業時間が利田可	力の湯入浴・別料金
第1末0至音末时间//型川·J	力の湯入浴料含む
平日のみ10·00 <sup>~</sup> 17·30利田可	力の湯入浴・別料金
十日 (200710.00 11.30(利力) で	力の湯入浴料含む
土・日・祝日のみ利用可	力の湯入浴・別料金
第1条の曜日別営業時間が利用時間となる。	力の湯入浴料含む
平月18:00以際レナ・日・紀日のみ利田可	力の湯入浴・別料金
	力の湯入浴料含む
10回/月チケット制	力の湯入浴・別料金
利用時間はフルタイムに同じ。	力の湯入浴料含む
20回/月チケット制	力の湯入浴・別料金
利用移管フルタイムに同じ。	力の湯入浴料含む
	第1条の曜日別営業時間が利用時間となる。 平日18:00以降と土・日・祝日のみ利用可 10回/月チケット制 利用時間はフルタイムに同じ。 20回/月チケット制

<sup>※</sup>S会員は「力の湯」入浴可、R会員は別途入浴料が必要

#### 第3条 【入会登録料・事務手数料・会費他利用料】

入会登録料・事務手数料・会費他利用料は下記の通り。(金額表示は全て消費税総額表示です。)

会 員 種 別	入会登録料	事務手数料	月会費R会員	月会費S会員
フルタイム			¥9,900	¥11,550
デイタイム	¥8.800		¥7,700	¥9,350
ホ リ デ イ	+0,000	¥2.200	¥7,480	¥9,130
U 25 ( 25 歳 以 下 )		+2,200	¥8,910	¥10,560
法人グループ会員A	¥33.000		¥16,500	¥18,150
法人グループ会員B	+00,000		¥29,700	¥31,350

# 第4条 【プライベート契約ロッカー】

プライベート契約ロッカーの使用料金は下記の通り。

期	間	6	カゝ	月	間	¥6,600
期	間		1	年	間	¥13,200

#### 第5条 【料金の支払方法】

入 会 登 録 料 ・ 事 務 手 数 料 入会受付時に入会登録料と事務手数料と月会費 2 ケ月分 (原則) を現金等でお支払いいただきます。

プライベート契約ロッカー使用料 契約時に契約期間分の使用料をいただきます。

継続の使用料は指定口座から自動引き落としさせていただきます。

#### 第6条 【種別変更】

メンバーは、所定の種別変更届を前月10日までに提出し、種別変更手数料を支払うことにより、翌月より種別変更することができます。

種	刨別	変	更	手	数	料		¥2,200
---	----	---	---	---	---	---	--	--------

# 第7条 【ビジター利用】 (メンバー同伴に限る)

ビジター料金 ¥2,200 メンバー同伴限定に限る。メンバー1名につき1回2名までの同伴。

#### 第8条 【休会】

メンバーは、所定の休会届を前月10日までに提出し、休会月数分の休会費を支払うことにより、翌月より最大 2か月間休会することができます。

1		弗	(	H	硩	)	X3 300
7/1	·	1	(	л	省县	,	±3,300

# 第9条 【会員証再発行手数料】

メンバーズカードの再発行手数料は、1枚550円とします。

# 第10条 【改訂】

本細則の改訂は、会員規約第22条を準用します。